(様式2)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	静岡県御殿場市

# 御殿場市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 御殿場市産業スポーツ部

農林整備課森林スタッフ(代表)

農政課農業振興スタッフ

所 在 地 静岡県御殿場市萩原 483 番地

電 話 番 号 0550-82-4629 (農林整備課)

0550-82-4661(農政課)

F A X 番号 0550-82-4181

メールアドレス norin@city.gotemba.lg.jp

# 1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アナグマ、 アライグマ、タヌキ
計画期間	令和5年度 ~ 令和7年度
対象地域	静岡県御殿場市

# 2 . 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

# (1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類		被害の現状	
局級の性料	品目	被害額(千円)	被害面積(a)
	水稲	2,923	228
	豆類	3	2
	果樹	37	1
ニホンジカ	野菜	301	43
	いも類	152	10
	その他	150	19
	小計	3,566	303
	水稲	160	12
	豆類	1	0
	果樹	19	1
イノシシ	野菜	57	8
1///	いも類	155	10
	工芸作物	4	1
	その他	37	5
	小計	433	37
	豆類	11	6
	雑穀	203	281
	果樹	3	0
ハクビシン	野菜	90	13
	いも類	20	1
	その他	3	0
	小計	331	302
アナグマ	-	-	-
	豆類	26	14
マニノドラ	雑穀	19	27
アライグマ	野菜	1	0
	小計	46	41
タヌキ	雑穀	8	11
	野菜	4	1
	いも類	6	0
	小計	18	12
	計	4,394	695

#### (2)被害の傾向

# ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通じて発生している。農作物への被害は水稲、果樹、野菜及びいも類等の食害であり、特に当市の基幹作物である水稲への被害が深刻となっている。

山林での被害は、主に東富士演習場内及び演習場外周辺の山林において発生しており、スギ・ヒノキ等の樹皮剥ぎ、クヌギ等幼木の引き抜き等である。

#### イノシシ

イノシシによる被害は年間を通じて発生しているが、主に4月から10月に集中している。農作物への被害は、水稲、野菜及びいも類等の食害である。山林での被害は、樹木の根回り荒らし、林道沿いの法面の掘り起こし等である。また、近年では箱根外輪山周辺の民家の庭先や学校敷地内まで出没しており、人身危害の恐れも生じている。

#### ハクビシン

ハクビシンによる被害は年間を通じて発生しているが、トウモロコシ等の野菜や雑穀の収穫時期である6月から10月に集中している。民家近くにも出没し、小規模な畑にも被害を及ぼしているが、市に報告されないケースが多いため、把握している被害額以上に被害が発生していると考えられる。

# アナグマ、アライグマ、タヌキ

アナグマ、アライグマ、タヌキによる被害は野菜をはじめとした食害、掘り返し等である。近年、民家付近にも出没し、小規模な畑にも被害を及ぼしているが、市に報告されないケースも多く、把握している被害額以上に被害が発生していると考えられる。

#### (3)被害の軽減目標

+6 +=	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度)		
指標	被害金額(千円)	被害面積( a )	被害金額(千円)	被害面積(a)	
ニホンジカによる 農作物への被害	3,566	303	3,209	272	
イノシシによる 農作物への被害	433	37	389	33	
ハクビシンによる 農作物への被害	331	302	297	270	
アナグマによる 農作物への被害	-	-	-	-	
アライグマによる 農作物への被害	46	41	41	36	
タヌキによる 農作物への被害	18	12	15	10	
計	4,394	695	3,951	621	

# (4)従来講じてきた被害防止対策

<u> </u>	THIS IS A COUNTY OF THE PROPERTY OF THE PROPER	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	駿東猟友会御殿場支部に捕獲業務を	捕獲した鳥獣の処分方法は原則
に関す	委託するとともに、鳥獣被害防止総合	埋設としているが、埋設作業が従
る取組	対策交付金及び市独自の有害鳥獣捕獲	事者の大きな負担となっている。
	報奨金を定め、猟友会員の捕獲意欲を	農地に設置したわなの見回り及
	高めた。	びエサやりについての被害農家へ
	また、平成29年度より鳥獣被害対策	の指導を徹底する必要がある。
	実施隊を設置し、鳥獣被害への迅速か	
	つ的確な対応が可能となった。	
防護柵	市の基金を活用し、被害地域住民が	電気柵を設置した周辺の集落
の設置	主体となり侵入防止柵を設置した。	へ被害が移動している。
等に関		また、侵入防止柵の維持管理の
する取		徹底を指導する必要がある。
組		
生息環	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用	一部の被害地域住民にのみ研
境 管 理	し、被害地域住民等へ緩衝帯の設置や	修会を行っているため、今後は周
その他	放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防	辺地域住民にも広く普及してい
の取組	止技術に関する研修会を行った。	く必要がある。

## (5)今後の取組方針

鳥獣被害対策実施隊が、地域住民へわな免許取得のための講習会を含めた防止対策に関する指導・助言、生息調査及び被害調査のためのパトロールを実施するとともに、わなの設置等迅速に対応する。

また、御殿場市鳥獣被害防止対策協議会が鳥獣被害対策について集落全体が考えるように意識をまとめる必要がある。さらに、協議会内の連携を図り、鳥獣被害対策実施隊を中心とした鳥獣被害対策に取り組む体制を整えていく。

そのために、次のことに取り組み、令和7年度の被害目標値を令和3年度の被害現状値に対して約10%減(農作物への被害総額を4,394千円から3,951千円、農作物への被害面積を695aから621a)に設定する。

- 1 被害防止のための地域研修会の開催(補助事業を活用)
- 2 協議会内において情報及び課題を共有するための研修会や勉強会の開催 (補助事業を活用)
- 3 捕獲の担い手育成のためのわな講習会の開催
- 4 狩猟免許取得の促進
- 5 防護柵の整備(補助事業又は市基金を活用)
- 6 捕獲報奨金制度の推進(補助事業等を活用)
- 7 遊休農地の解消
- 8 捕獲機材の整備(補助事業を活用)
- 9 地域住民への防止対策の指導・助言

#### 3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項

# (1)対象鳥獣の捕獲体制

駿東猟友会御殿場支部への委託により有害鳥獣の捕獲作業を実施する。 当該支部の組織体制は、支部長1名、副支部長1名、事務局1名、ほか会員数約90名。 御殿場市鳥獣被害対策実施隊が、農作物等被害への対応(捕獲)作業を実施する。隊 員構成は、隊長1名、副隊長2名、隊員7名。(駿東猟友会御殿場支部会員) ライフル銃の使用について、安全性に配慮し、使用に適した場所でのみ使用する。

# (2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ タヌキ	・農家に対する鳥獣被害対策のための講習会の開催 ・わな猟免許取得促進のための講習会の開催 ・わな猟免許取得者のための講習会の開催 ・緊急捕獲活動支援事業(国庫補助)及び報奨金制度(市 単独助成)の推進
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

#### (3)対象鳥獣の捕獲計画

# 捕獲計画数等の設定の考え方

## ニホンジカ

東富士演習場及びその周辺の地域を中心に被害が発生しており、それ以外の地域でも被害が拡大している。今後は積極的な捕獲を行なう必要があるため、捕獲計画 頭数を700頭に設定した。

#### イノシシ

市内の富士山方面、箱根方面で出没・被害情報が報告されている。今後も継続的 に捕獲を行なう必要があるため、捕獲計画頭数200頭に設定した。

#### ハクビシン

積極的な捕獲を行なう必要があるため、過去の捕獲実績から捕獲計画頭数を30頭 に設定した。

#### アナグマ

積極的な捕獲を行なう必要があるため、過去の捕獲実績から捕獲計画頭数を30頭 に設定した。

#### アライグマ

被害面積及び被害量ともに徐々に増加傾向にあり、積極的な捕獲を行なう必要があるため、過去の捕獲実績から捕獲計画頭数を30頭に設定した。

#### タヌキ

積極的な捕獲を行なう必要があるため、過去の捕獲実績から捕獲計画頭数を30頭 に設定した。

対象	捕獲計画数等			
り 島獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
(2) 日人	計画	計画	計画	
ニホンジカ	700頭	700頭	700頭	
イノシシ	200頭	200頭	200頭	
ハクビシン	30頭	30頭	30頭	
アナグマ	30頭	30頭	30頭	
アライグマ	30頭	30頭	30頭	
タヌキ	30頭	30頭	30頭	

#### 捕獲等の取組内容

イノシシ、ニホンジカについては、被害防止目的捕獲許可に基づく捕獲を、銃及 びくくりわな、箱わな等を用い、鳥獣保護区等を含めた区域を対象として実施する。 ハクビシンやアナグマ、アライグマ及びタヌキについては、被害が発生した畑を 中心に、箱わな等を用いた対処捕獲を実施する。

御殿場市鳥獣被害対策実施隊による農業者向けのわなの講習会を開催し、新たな担い手としてわな免許を取得してもらう。

ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。

# ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃の使用に関しては、安全性に配慮し、その使用に適した場所でのみ 使用するものとする。

# (4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	対象鳥獣については委譲済み

# 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

# (1)侵入防止柵の整備計画

计名自能	整備内容			
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	・鳥獣被害防止対策モ	同左	同左	
	デル事業( 地域特性等			
	考慮した侵入防止柵			
	等様々な策の検討)			
ニホンジカ	・鳥獣被害防止総合対			
	策交付金を活用した			
	侵入防止柵の設置			
	・地域振興推進基金等			
	を活用した侵入防止			
	柵の設置			
	・鳥獣被害防止対策モ	同左	同左	
	デル事業( 地域特性等			
	考慮した侵入防止柵			
	等様々な策の検討)			
イノシシ	・鳥獣被害防止総合対			
1777	策交付金を活用した			
	侵入防止柵の設置			
	・地域振興推進基金等			
	を活用した侵入防止			
	柵の設置			

# (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	・御殿場市鳥獣被害対 策実施隊による日々の 点検及び注意表示板の 確認		同左
イノシシ	・御殿場市鳥獣被害対 策実施隊による日々の 点検及び注意表示板の 確認		同左

# 5.生息環境管理その他被害防止に関する取組

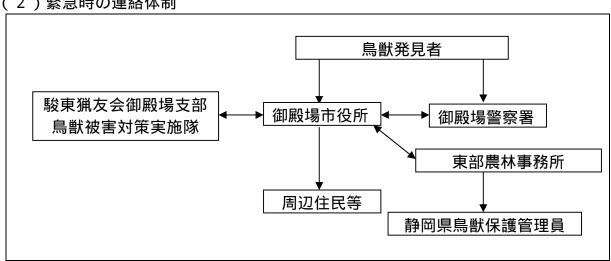
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ タヌキ	被害住民を対象とする地域研修会を実施する。集落 単位での被害防止対策の普及啓発を行い、地域住民が 主体的にわなの設置や柵の維持管理、緩衝帯の整備、 追い払い活動等の被害防止対策を実施できる体制を整 備する。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6.対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそ れがある場合の対処に関する事項

# (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
御殿場市	関係機関への連絡調整、住民への周知
駿東猟友会御殿場支部 (鳥獣被害対策実施隊)	対象鳥獣の捕獲等
御殿場警察署	住民の安全確保
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣に関する助言、情報の共有

# (2)緊急時の連絡体制



# 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者による自家消費又は捕獲現場での埋設処分を原則とする。

一部地域においては埋設穴を設置し処分する。

学術研究目的に利活用する必要がある場合は、関係機関と協議する。

# 8.捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

市内で捕獲されている対象鳥獣のほとんどが埋設処理されているため、SDGsへの観点からもニホンジカやイノシシの様々な利活用の可能性について引き続き情報収集を行い、近隣市町との連携についても検討していく。

# 9.被害防止施策の実施体制に関する事項

# (1)協議会に関する事項

<u> </u>		
協議会の名称	御殿場市鳥獣被智	害対策協議会(設立年月日:平成23年7月26日)
構成機関の名称		役割
御殿場市農業委員会		農業者からの意見集約
御殿場市農業行政協力員		農業者からの意見集約
駿東猟友会御殿場支部		捕獲の実施及び被害対策の協議
御殿場市内各財産区連絡協議会		森林所有者からの意見集約
富士伊豆農業協同組合御殿場地		情報提供と被害対策への協力
区本部		
静岡農業共済組合東部地域セン		情報提供と被害対策への協力
ター駿東グループ		
静岡森林管理署		情報提供と被害対策への協力
静岡県東部農林事務所		被害対策に関する助言・指導
御殿場市環境課		被害防止目的捕獲の許可
御殿場市農林整備課・農政課		協議会事務局及び連絡調整

# (2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務
静岡県森林・林業研究センター	被害対策に関する助言・指導
陸上自衛隊富士学校	情報提供及び演習場立入の許可

# (3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月に鳥獣被害対策実施隊を設置。

構成員は、駿東猟友会御殿場支部長の推薦する会員。

実施隊員数は、隊長1名、副隊長2名、隊員12名以内

活動内容は、対象鳥獣捕獲、地域住民への被害防止対策に係る指導・助言、生息調査・被害調査・わなの講習会等被害防止施策として必要なもの。

# (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

協議会が主体となり、関連する補助制度等も活用し被害防止対策を進めていく。 将来的に、隣接する他地域又は他市町の被害防止対策協議会とも連携できる体制 整備を検討し、共同で講演会、情報交換会、勉強会などを開催し、富士山周辺地域 全体での鳥獣被害対策を検討していく。

また、御殿場市鳥獣被害対策実施隊が鳥獣の生息調査や被害調査を実施し、駿東 猟友会御殿場支部を含めて、鳥獣被害を未然に防ぐ方法について協議していく。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

静岡県が東富士演習場内及び国有林内で実施する管理捕獲に対し、静岡森林管理 署、陸上自衛隊富士学校、地元関係団体等と連携し、協力していく。

被害防止対策の実施にあたっては、県と連携で実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象獣種を選定したうえで実施する。